

簡易型電子線量計等が仕様書に示された内容を満たしておらず、空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態となっていたもの

2件 不当金額(支出) 9651万円

1 交付金事業の概要

2道県は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付を受けて、原子力発電施設からおおむね30km圏内の区域において原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集等のために行う緊急時モニタリングの体制を整備することを目的として、空間放射線量率を常時測定して伝送する機能を有する簡易型電子線量計(以下「電子線量計」)計79台(北海道60台、青森県19台)を整備するなどした。このうち、電子線量計は、電気事業者の電線路から架空引込線により直接又は中継用ポールを介して商用電源を引き込むための受電用ポール(中継用ポールと合わせて「引込柱」と、受電用ポールに固定された空間放射線量率を測定するための検出器、測定データを送信するためのデータ伝送装置等で構成されるものとなっている。

原子力災害対策指針によれば、放射線の量を計測する設備等の整備に当たっては、地震等の自然災害への頑健性を配慮しなければならないこととされている。

電子線量計等の整備に係る契約の仕様書によると、強風、積雪、塩害及び地震に対して堅牢にして長期間の使用に耐えられるように電子線量計等を設置すること及び引込柱の基礎の一部を地中に埋設して引込柱が倒れることのないよう対策を施して設置すること、又は仕様書に記載のない事項であっても運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任の下で充足することなどとなっていた。

2 検査の結果

引込柱として用いられた部材は、3か月程度の短い期間に限って設置し、その後撤去される臨時施設専用のポールであり、腐食による倒壊等の原因となることから常時施設用として使用しないこととなっているものであった。

また、受注者が2道県に提出していた強度計算書を確認したところ、引込柱の基礎の安定計算が行われていなかった。そこで、2道県が設置した引込柱計81本について、取扱説明書等により用いることとなっている内線規程、電気事業者が電線路の支持物に係る設計を行う際に広く使用されている配電規程等を用いて、所定の風圧荷重等が加わった状態における引込柱の基礎の安定計算を行ったところ、全ての引込柱において、配電規程等により必要とされている安全率を下回っていた。

したがって、本件交付金事業(交付対象事業費計9651万円)は、整備した電子線量計等が、堅牢にして長期間の使用に耐えられるように設置することなどの仕様書に示された内容を満たしておらず、空間放射線量率を測定できなくなるなどのおそれのある状態となっていて補助の目的を達しておらず、これに係る交付金計9651万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 (事業主体)	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
内閣府本府	北海道	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	平成27、28	7146万 円	7146万 円	7146万 円	7146万 円
同	青森県	同	29	2505万	2505万	2505万	2505万
計	2事業主体			9651万	9651万	9651万	9651万